

# 議案参考資料

[令和2年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

## 議案名

議案第43号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の第1号保険料の軽減を強化するため、所要の改正を行おうとするものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による、第1号保険料の減免について規定を設けるものです。

## 概要

1 所得段階が、第1段階から第3段階までの第1号保険料を、次の額に軽減します。

段階	対象者	第1号保険料の額(年額)	
		現行 (R元年 4月～)	改正案 (R2年 4月～)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	29,700円	23,700円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	47,500円	39,600円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人	57,400円	55,400円

(第4段階～第14段階は軽減なし)

(施行期日：公布の日(適用は令和2年4月1日から))

2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による、第1号保険料の減免について、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 対象者：次の①又は②の第1号被保険者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のi及びiiに該当する第1号被保険者
  - i 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - ii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(2) 対象とする保険料：令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が定められている保険料について適用する。

(施行期日：公布の日（適用は令和2年2月1日から）)

#### **背景・経過**

1 平成27年4月から、消費税を財源に公費を投入して低所得者の保険料の軽減を実施していますが、現行において、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせた軽減強化を行っております。

介護保険法施行令が一部改正され令和2年4月1日に施行されたことから、令和2年4月からの消費税率10%引上げの満年度化による、更なる軽減強化を行うものです。

2 介護保険において、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第142条の規定に基づき、市町村はその判断により介護保険料の減免を行うことができることとされております。今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険料の減免の取扱い等について厚生労働省より通知があったことによる減免措置です。